

平成25年10月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田辺美帆

平成24年(ワ)第200号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年6月19日

判 決

原 告 菊 地 豊
同訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
同 白 日 光
同 山 脇 康 嗣
同 矢 野 亜 紀 子

被 告 小 森 勝 彦
同訴訟代理人弁護士 松 岡 宏
同 森 本 耕 太 郎

主 文

- 1 被告は、原告に対し、10万円を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを50分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。